

作業部会・地元説明会でいただいた意見・回答の公表及び 異議申立書への対応について

➤ 今年度の作業部会、地元説明会でいただいた意見・回答について、豊橋河川事務所HP「豊川霞堤地区浸水被害軽減対策協議会サイト」にて、以下のように公表しています。

○公表資料

- ①：作業部会の意見・回答（各地区）
- ②：地元説明会の意見・回答（各地区）

回数	日時・場所	協議事項
第11回	未定	「協議資料は協議会開催後公表予定」 【参考資料①】作業部会の意見・回答について（各地区） 【参考資料②】地元説明会の意見・回答について（各地区）

- 牛川地区
- 下条地区
- 賀茂地区
- 三上地区
- 金沢地区

1) 6/18金沢地区作業部会の議事録

会議開催日 令和7年6月18日

国：豊橋河川事務所、県：愛知県東三河建設事務所、市：豊川市

	意見・要望・質問	回答	回答者	備考
6	危険水位の設定要領には、氾濫危険水位以下で「小規模な被害が起こる恐れのある区域がある場合には、これらの区域に対し、別途、洪水時の情報提供等について検討する。」との記載がある。 先程、小規模の洪水との発言があったが霞で起こる洪水が小規模と行政は認識しているのか。	霞の浸水が小規模とは決して考えていないが、霞堤の浸水は氾濫危険水位以下の洪水被害であるとの認識である。	国	
7	小堤で低い堤防を作り、水が溢れる状況にすることは、自然的な浸水と言えるのか。 なぜ氾濫発生情報の運用を適用外とするのか。 実質的に遊水地として扱っているのではないのか。	ご意見はお伺いした。	国	[補足] 霞堤地区の氾濫発生情報については、河川特性や霞堤地区の地域条件から指定河川洪水予報に基づく発令の対象とせず、別に「個別対応箇所」として発令していきます。 豊川霞堤の堤内地区（金沢地区等）は、河川管理施設としての遊水地ではないことから河川区域に指定しておりません。
8	霞堤を閉め切った場合の水位上昇は、計画規模の洪水を対象としているのか。 なぜ水位が計画高を上回っているのか。 T.P.+27.04mが計画高でよいのか。 先程指摘したとおり、流量を混同しているのではないのか。 都合のよい資料になっている印象を持ってしまう。	確認させていただく。	国	[確認結果] 「霞堤がなくなった場合の水位上昇」の図は、整備計画規模の洪水を対象として、現況（整備計画策定時）の河道で霞堤の有無による水位の変化を表しており、霞堤を締め切った場合（霞堤無し）は計画高を超えてしまう箇所が生じてしまいます。 T.P.27.04mは石田地点の計画高水位の標高値です。

金沢地区をクリックするとこのページが表示される

備考欄には必要に応じ、補足、確認結果を記載しています。

➤ 令和7年3月24日に金沢地区町内会長および霞堤対策委員長より霞堤地区浸水被害軽減対策協議会会長宛てに提出いただいた異議申立書及び改善要望に関する豊川霞堤の考え方も今年度の作業部会議事録とあわせてHPで公表しています。

※ 作業部会議事録のあとに以下の異議申立書及び豊川霞堤の考え方が表示されます。

○ 異議申立書



- ・霞堤において生じた浸水被害への補償支援
- ・霞堤における危険水位の設定や氾濫発生情報等の発令
- ・豊川放水路の操作規則見直し
- ・基本方針、整備計画に「本堤整備を前提とした小堤整備である旨の明記」 など



○ 異議申立に関する考え方

資料-6

豊川霞堤の考え方

豊川霞堤地区浸水被害軽減対策協議会
金沢霞 作業部会

令和7年6月

豊川霞堤地区浸水被害軽減対策協議会